

第16回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月10日(金)午後1時51分から午後2時54分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(13人)

会長	14番	前川正人	2番	鹿又幸也
委員	1番	佐藤雄一	3番	中和田吉彦
	2番	後藤義昭	4番	小島良金
	5番	館山友美子	6番	瀧澤正一
	7番	小田原正一	8番	坂本雄司
	9番	佐藤吉美	10番	武島竜太
	11番	廣瀬恵美子	12番	
	13番		14番	

4. 欠席した農業委員(0人)

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	新妻暁生
農地係長	門馬優樹
事務局主査	佐藤達也

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 農地の転用事実に関する照会について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について

(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(5) 農地使用貸借合意解約届出について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分の取消し願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 現況確認証明申請について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻前ですが、お揃いなので、全員ご起立を願います。一同「礼」。着席願います。

議長 本日は、第16回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第16回相馬市農業委員会総会を開会いたします。日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。事務局長。

事務局長 それでは、先月の総会以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。9月10日、水曜日、総会後に農業振興委員会を開催しております。内容は本年度の相馬市農業委員会として相馬市に提出する農地利用最適化推進施策の改善と具体的な意見について協議を行っております。次に9月11日、木曜日、先程、新・農業委員として佐藤吉美さんを紹介させていただきましたが、市長室で農業委員任命書交付式が行われております。9月22日、月曜日、本日の総会に係る議案を郵送で配布させていただいております。10月3日、金曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。10月8日、水曜日、相双農林事務所主催の相双管内の営農型太陽光発電の現地調査が行われております。相馬市では、石上地区の営農型太陽光発電が選定されて、事務局も調査に立ち合っています。今後、相双農林の調査結果を踏まえて事業者に指導を実施してまいります。報告は、以上でございます。

議長 次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。6番館山友美子委員、8番小田原正一委員、ご両名を指名いたします。

次に、日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

次に、日程第 4、議事に入ります。報告第 1 号 専決処分についてを議題といたします。(1) 農地の転用事実に関する照会について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第 1 号 専決処分について、ご説明申し上げます。(1) 農地の転用事実に関する照会について、今月は 2 件の照会がありました。福島地方法務局相馬支局登記官から、「農地の転用事実について」照会があり、回答については、農林水産省通知に基づき、照会の日から、2 週間以内に回答する必要があるため、専決処分として取り扱いさせていただきました。

番号 1 について、申請人の住所、氏名、土地の所在はそれぞれ議案書記載のとおりです。

なお、申請人は、既に死去している許可申請者の子に当たります。令和 7 年 9 月 2 日に 13 番農業委員及び地区担当推進委員とともに確認を行い、転用目的「カルチャーセンター教室建築用地」として転用目的のとおり使用していることを確認し、令和 7 年 9 月 11 日に土地の現況を「非農地の宅地」と回答いたしました。

次に、番号 2 について、申請人の住所、氏名、土地の所在はそれぞれ議案書記載のとおりです。なお、申請人は、許可申請者本人です。令和 7 年 9 月 8 日に、5 番農業委員とともに確認を行い、転用目的「農業用倉庫建築及び駐車場用地」として、転用目的のとおり使用していることを確認し、令和 7 年 9 月 11 日に土地の現況を「非農地の宅地」と回答いたしました。

議 長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長

質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、報告第 2 号 報告事項についてを議題といたします。(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について(3) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定

による通知書の受理について（5）農地使用貸借合意解約届出について、事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 報告第2号・報告事項について、事務局よりご報告いたします。

（1）農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は2件の報告を受理いたしました。去る10月3日、10番、11番、12番委員ともに現地調査を実施し、工事の進捗状況を確認いたしました。

（2）農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は2件の報告を受理いたしました。どちらも追認による農地転用許可となっているため、現地調査を省略しております。

（3）農地法第3条の3第1項の規定による届出書について、今月は6件の届出を受理いたしました。権利の取得事由についてはいずれも相続によるものとなっており、番号4を除き、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。番号4については、畠のみ農業委員会によるあっせん等の希望がありました。現在の状況につきましては、地区担当の農業委員、推進委員にあっせんを依頼させていただいているところです。

（4）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は3件の通知を受理いたしました。番号1および番号2の解約の理由については、耕作者都合によるものとなっております。番号3の解約の理由については、農地法第3条申請に伴う解約となっており、同地は「本総会議案第2号」の番号5に上程されております。

（5）農地使用貸借合意解約届出について、今月は1件の届出を受理いたしました。解約の理由については、農地法第3条申請に伴う解約となっており、同地は「本総会議案第2号」の番号5に上程されております。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（「なし。」との声）

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分の取消し

願についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分取消願について、事務局より説明申し上げます。願出人の住所・氏名・申請地については議案書記載のとおりです。議決年月日、許可年月日は、昭和46年11月19日。取消願出年月日は、令和7年8月14日。許可申請内容は、宅地用地で、譲受人が実施する「自己住宅建築のための所有権の移転」が許可取り消し願の内容であります。去る令和7年10月3日に、10番委員、11番委員、12番委員で土地の現況や取消しの理由の妥当性等を確認してまいりました。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。10番佐藤吉美委員お願いします。

10番 議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分の取消し願について、去る10月3日に、11番委員、12番委員、地区担当推進委員及び事務局2名で、現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。願出人の住所・氏名・申請地については議案書記載のとおりです。当時の許可申請内容は、宅地用地で、譲受人が実施する「自己住宅建築のための所有権の移転」が許可取り消し願の内容です。取消しの理由については、転用許可後、当時居住していた東京都から実家のある相馬市に自己住宅を建設し移り住む予定でしたが、上下水道の接続が困難であったため、建設に着手できず、当初の計画を断念することとなりました。申請地の現況は、農地であり、取消しを求める理由はやむを得ないものとして判断いたします。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可処分の取消しを決定することにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分の取消し願については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番・2番・3番について担当委員挙手願います。2番鹿又幸也委員お願ひします。

2番 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、案件番号1番から3番まで、順次担当委員を代表して報告させていただきます。

最初に、1番案件について10月2日、志賀推進委員と2名で、譲受人宅に伺い、現地にて許可申請内容確認を行いましたので、ご報告いたします。申請人・申請地の所在等は、議案書記載のとおりです。権利の設定は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者と従事状況・経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを、現地調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号・第4号については要件を満たしております。許可基準第2号についてですが、譲受人は、個人であるため非該当です。許可基準第3号は議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号は譲受人に転貸の事実がないため非該当です。許可基準第6号の地域調和要件ですが、議案書記載のとおりで地域調和が損なわれるような問題はございません。なお、地区担当推進委員からも、「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当であると判断いたしました。

2番案件です。10月2日、志賀推進委員と2名で譲受人と、現地にて、許可申請、内容確認を行いましたので、報告いたします。申請人・申請地の所在等は議案書記載のとおりです。権利の設定は、所有権の移転（交換）であり3番案件の譲受人との交換になります。

譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者と従事状況・経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを、現地調査により確認しました。許可基準第1号・4号については、要件を満たしております。許可基準第2号について譲受人は、個人であるため非該当です。許可基準第3号は議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号は譲受人に、転貸の事実はないため非該当です。許可基準第6号の地域調和要件ですが、議案書記載のとおり地域の調和が損なわれるような問題はございません。なお、地区担当推進委員からも「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当と判断いたしました。

3番案件について10月3日志賀推進委員と2名で譲受人と現地にて許可申請、内容確認を行いましたので報告いたします。申請人・申請地所在等は議案書記載のとおりです。権利の設定は、所有権の移転（交換）であり、2番案件の譲受人との交換になります。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者・従事状況・経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号・4号については、要件を満たしております。許可基準第2号について譲受人は個人であるため非該当です。許可基準第3号について、議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号について譲受人に転貸の事実はないため非該当です。許可基準第6号の地域調和要件ですが議案書記載のとおりで地域の調和が損なわれるような問題はございません。なお、地区担当推進委員からも「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当であると判断いたしました。

議長 続いて、番号4番について、担当委員挙手願います。8番小田原正一委員お願いします。

8番 議案第2号 4番案件について、報告いたします。去る10月2日に地区担当推進委員とともに譲受人宅において農地法第3条許可チェックシートに基づき聞き取り調査を行いました。権利の設定内容は所有権の移転（贈与）になります。譲渡人・譲受人は議案書記載のとおりです。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事状況・経営面積は議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを聞き取り調査にて確認いたしました。よって、許可基

準第1号・第4号については要件を満たしております。許可基準第2号については、譲受人が個人のため非該当となります。許可基準第3号については、議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号については、譲受人に転貸の事実はないため非該当です。許可基準第6号の地域調和要件ですが譲受人は譲渡人の弟であり、申請地を長年にわたり耕作・管理をしており地域の調和が損なわれるような問題はございません。なお、地区担当推進委員からも「意見なし」と回答をいただいております。よって、許可相当と判断いたしました。

議長 続いて、番号5番について、担当委員挙手願います。9番瀧澤正一委員お願いします。

9番 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について5番案件についてご報告いたします。譲渡人・譲受人・申請地につきましては、議案書記載のとおりです。去る9月27日、地区担当推進委員とともに現地にて譲受人の聞き取り調査を実施いたしましたので、調査担当委員を代表して結果をご報告いたします。権利の設定内容は所有権の移転、議案書記載のとおりで(贈与)となります。譲受人の農業機械所有状況・世帯における従事者と従事状況については、議案書記載のとおりです。譲受人は現地調査にて荒廃地がないことを確認しています。許可基準第1号、許可基準第4号については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号については、譲受人は個人でありますので、非該当となります。許可基準第3号については、議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号については、譲受人には転貸の事実がありませんでしたので、非該当となります。許可基準第6号については、地域の調和要件について、議案書記載のとおりであります。地域の調和が損なわれるような問題はございません。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から、許可相当と判断しました。

議長 続いて、番号6番について、担当委員挙手願います。12番廣瀬恵美子委員お願いします。

12番 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請6番案件につ

いて報告申し上げます。申請人、申請地等については議案書に記載のとおりです。去る9月29日、地区担当推進委員とともに申請地を現地確認し、譲受人の自宅を訪問して聞き取り調査を行いました。権利の設定内容は所有権の移転（贈与）になります。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを現地調査及び聞き取り調査により確認しました。よって許可基準第1号、全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に許可基準第2号、農地所有適格法人要件についてですが、譲受人は個人であるため、非該当です。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてですが、議案書に記載のとおり該当ありません。次に許可基準第5号、借入地の転貸・質入れについてですが、譲受人に転貸・質入れの事実はないため、非該当です。最後に許可基準第6号の地域調和要件ですが、議案書記載のとおりであり地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当であると判断いたしました

議長 次に、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より補足説明いたします。

まず、番号1について、譲受人は申請地の隣接地に居住しており、申請地を相対にて使用貸借しておりました。今般、譲渡人が相続により申請地を取得したものの、申請地を長年にわたり耕作および管理している譲受人に対して売却することを希望したことから、申請に至ったものとなります。

次に、番号2および番号3について補足説明いたします。こちらは農地の交換の申請となっており、現在の状況としては既にお互いの交換先の農地を耕作しております。農地の所有権を実態に合わせたいとの考え方から、申請に至ったものとなります。以降の案件につきまして、補足説明はございません

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

5 番 6番案件について質問いたします。所有権移転（贈与）の経緯を教えてください。

事務局 謙渡人が祖父から相続した農地を整理（処分）したいとの意向があり、この農地については、現在の耕作者である譲受人と双方で話し合った結果、贈与にて譲り渡すことがまとまったものあります。

5 番 この地区では、他にも担い手がいたので、農地の処分の話であれば幅広く話をしても良かったのではないかでしょうか。その方が、利便性が上がる場合もあるのではないかと思い、質問いたしました。

事務局 本案件の場合は、既に双方で調整が済んで申請に至ったものであったため、そのような対応は取っておりません。

議 長 その他ございませんか。

（「なし。」との声）

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

（「なし。」との声）

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可するご異議ありませんか。

（「なし。」との声）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。

こちらの事業概要は、東日本高速道路株式会社が、相馬・南相馬間の4車線化工事に伴う工事用道路及び資機材置場用地として一時転用するものです。それでは、内容について説明いたします。譲受人、譲渡人、申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。権利の移転設定の内容は、賃貸借権の設定です。工事期間は、許可の日から36カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりですが、②資金計画のうち、用地費673万円については、3年間の賃料となります。また、⑤行政庁の免許、許可等の処分について、道路工事設計施工協議済み、河川法第24条及び同法26条申請済みであることを確認しております。また、申請地は農業振興地域内農用地区域であるため、農林水産課より開発許可不要の確認を受けております。ここで、農業振興地域内農用地区域については、立地基準の観点から原則として許可できないとされていますが、例外として仮設工作物の一時転用であって、高速道路建設のため必要であると認められる場合等は許可できることとなっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。なお、本件は農地転用面積が30アールを超える申請のため、農地法に規定する一般社団法人県農業会議への意見聴取が必要になります。そのため、本総会で「承認」と議決いただいた場合の事務手続きですが、10月24日（金）に県農業会議が開催する第116回常設審議委員会へ意見聴取をし、その回答を受けてからの承認となります。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。11番坂本雄司委員お願いします。

11番 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る10月3日に10番委員・12番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。申請人・申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。転用後の用途は、工事用道路及び資材機材置場用地、権利の移転設定内容は、賃貸借権の設定です。許可基準第1号の立地基準について、申請地は農業振興地域内農用地です。しかし、この案件の転用目的が議案書記載のとおり、高速道路拡張のための工事用道路及び資材機材置場用地を目的とする一時転用です。次に、許可基準第2号は、非該当です。以上の事から、立地基準は満たしてお

ります。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの対策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。許可基準第5号の一時転用の後に復元について、議案書の記載のとおり、仮置きしていた表土を利用し現状回復します。との回答で問題ないと判断しました。また、地区担当推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可するにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号 現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。12番廣瀬恵美子委員お願いします。

12番 議案第4号 現況確認証明申請1番案件について報告申し上げます。去る10月3日、10番委員11番委員・地区担当推進委員・事務局二名とともに申請地の現況を確認して参りました。申請地は議案書に記載のとおりの理由と周辺の状況から今後も農地として耕作することは困難と判断しました。したがって農地の現況は申請地目のとおり全て「原野」として証明書を交付することが適当であると判断いたしました。

議長 次に、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第4号 現況確認証明申請について、説明はございません。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号 現況確認証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に、議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号委番から番号46番までの46件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査いただくにあたり、お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしております。こちらは現地調査時における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せてご確認ください。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。10番佐藤吉美委員お願いします。

10番 議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る10月3日、11番委員、12番委員、地区担当推進委員及び事務局2名とともに、現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。番号1番から46番は、全て現況が「山林化」しております、「山林」と判断しました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり非農地と判断することにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については委員報告のとおり非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更について、説明申し上げます。

本件のうち、案件1番から案件4番までは、9月総会の議案第6号目標地図の素案として決定し、市に提出したもので、提出した素案の内容で、相馬市が地域計画の変更案を作成し、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、令和7年9月11日付で、農業委員会に対して意見を求めているものです。ここで、手続きの説明としまして、「補足資料議案第6号関係」をご覧ください。

案件1番、資料のアについて説明差し上げます。前回、9月総会での決定が、資料のア①「目標地図の素案の作成」です。今回は、

その下、色を染めている、②「地域計画の変更」です。内容については、前回総会での内容と同一となっております。なお、輪番の現地調査担当委員の皆様に説明を差し上げ、調査の有無について協議させていただいたところ、「同じ内容であれば、改めて現地調査を行う必要はなく、変更案に意見なし」とのご意見を頂いたことから、調査担当委員からの報告・説明はございません。ただし、手続きとして、総会での決定が必要ありますので、本件をご提案するものでございます。変更案に対し、「意見なし」となった場合は、今後、③のとおり、農地法第5条に基づく所有権移転の許可が申請される予定です。

続いて、案件2番・3番・4番、資料のイについて説明差し上げます。前回の、総会での決定がイ①です。今回は、色を塗ってある部分、②の手続きであり、前回の内容と同一であること、また、現地調査・報告の省略についても、案件1番と同じであります。なお、③の「市が道路用地として売買」の際には、農業委員会における手続きはありませんので、変更案に対し、「意見なし」となった場合は、③のとおり、市が、当該農地を道路用地として取得することとなります。

続きまして、案件5番、資料のウについて説明差しあげます。本件は、番号1から番号4までとは異なる農地で、その土地の状況から、目標地図には含まれておりませんが、農振区域内の農地であることから、地域計画内の農地面積に含まれている農地となります。従いまして、ウ①のとおり、目標地図の素案の作成が不要であります。また、色の塗ってある部分、②のとおり、「地域計画の変更」が必要でありますので、今回初めて、提案するものです。なお、本件は、農振区域の農地であることから、本日の、②の地域計画の変更の後に、③の農振の変更まで行われてはじめて、④の農地法第5条に基づく所有権の移転許可が申請される見込みであります。具体的な内容の説明に移ります。議案書27ページをご覧ください。譲受予定人、譲渡予定人、対象地は議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、自己住宅及び駐車場用地です。本件は、地域計画内である対象地について、住宅として転用する目的であります。あくまで現時点での判断となります。転用の可否について検討を頂くものであることから、輪番の担当委員に現地調査を行っていただいております。

議長 続いて、案件5番について調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。11番坂本雄司委員お願いします。

11番 議案第6号農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更について5番案件について、ご報告いたします。去る10月3日に10番委員・12番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。対象者・対象地につきましては議案書記載のとおりです。本件は、事務局から説明のあったとおり現時点での農地法5条に基づく転用の可否を判断することをもって、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないかを判断するものです。そのため、5条転用の基準に基づき、転用の可否についての調査結果を申し上げます。許可基準第1号の立地基準について、対象地は、農業振興地域内農用地区域内の農地であり、農地転用は、原則不許可です。ただし、今後、除外がされた場合は、第2種農地に相当し、また、不許可の例外事業の、集落接続事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、妥当と判断しました。以上の事から立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は議案書記載のとおりの対策で、周辺農地への影響・支障はないものと判断しました。また、地区担当推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から現時点では、許可相当と判断したため本件の地域計画の変更についても適正と判断しました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（「なし。」との声）

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

（「なし。」との声）

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、意見なしと決定することにご異議ありませんか。

（「なし。」との声）

議長 よって、議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更については意見なしと決定いたします。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日、決定したことの取扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「なし。」との声）

議長 ご異議なしと認めます。

以上をもちまして、第16回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川 正人

議事録署名委員 6番 館山 友美子

議事録署名委員 8番 小田原 正一